***・・フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター



北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港

2024年12月1日 No. 196 (毎月1日発行)

高速鉄道利用料の電子発票化

2024年9月29日、中国の国家税務総局、財政部および中国国家鉄路集団有限公司は「鉄道旅客輸送における全面デジタル化の電子発票使用推進の公告」(以下、「本公告」)を公布し、2024年11月1日より施行となりました。施行日以降は高速鉄道利用料の電子発票を発行することができるようになります。

中国における高速鉄道は日本における新幹線と同様であり、中国国内では主要な移動手段の1つとして利用されています。高速鉄道利用の乗車券は増値税(税率9%)込みの金額で販売されており、これまで高速鉄道の利用料に含まれる増値税分を仕入増値税控除として税務申告する際、その証憑として、高速鉄道の駅の窓口や発券機で発券される紙の乗車券を必要としていましたが、施行日以降は乗車終了日から180日以内であれば電子発票の発行手続きがスマートフォンのアプリケーション上で可能となり、この電子発票が税務申告時の証憑として有効なため、紙の乗車券の発行が不要となります。中国国内出張後の経費精算の際、紙の乗車券の発券漏れや紛失等が無くなる為、出張の多い営業部署や経費精算・会計記帳を行う財務部署の従業員にとっては、業務の効率化・改善に繋がります。以下は本公告および関連情報にかかる要約となります。

<本公告および関連情報の内容要約>

項目	内容	
発行可能対象	・高速鉄道利用料(キャンセル費用、変更費用含む)	
発行可能期間	・乗車終了日またはキャンセル費用、変更費用の支払日が 2024 年 11 月 1 日以降、かつ乗車終了日または費用支払日から 180 日以内	
発行手続きに必要 なアプリケーション	・『鉄路 12306』	
発行手続き	・『鉄路 12306』にて個人情報等の初期設定を登録後、電子発票発行画面にて、「購入者情報」を入力すると、アプリケーション上で閲覧、ダウンロード、印刷操作ができる	
	・「電子発票送付先のメールアドレス」を登録することで、電子発票をメールで受領し、閲覧、ダウンロード、印刷操作することもできる	
電子発票の記載事項	・発票番号(※1)、発行日、購入者情報、高速鉄道利用者の身分証番号、乗車情報、費用(※2)、QR コード等(※3)	
	(※1 発票番号は 20 桁であり、1-2 桁目は西暦下 2 桁、3-4 桁目は代表行政区の番号、5 桁目は発行ルートの番号、6-20 桁目は個別番号となる)	
	(※2 電子発票上に増値税額の記載はないため、計算が必要となる	
	計算式:増値税額=記載費用÷(1+9%)×9%))	
	(※3 高速鉄道利用料の電子発票サンプル)	

****・ フェアコンサルティング グループ





北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港

	世子 发 票		
税務上の取扱い	・税務申告者情報を「増値税一般納税人」として登録している企業は、本電子発票を税務申告時の証憑として、仕入増値税控除をすることができる ・購入者は電子税務局内の『税務数字帳戸』にて、本電子発票の照会、検査、ダウンロ		
	ード、印刷ができる ・購入者は増値税発票の確認プラットフォーム『全国増値税発票査験平台』にて、本電子発票の照会ができる		
紙の乗車券の有効性	・乗客本人は個人所得税アプリケーションにて本電子発票の照会、ダウンロード等もできる ・完全電子化の移行期間として、2025年9月30日までの乗車日の紙の乗車券のみ、 引続き会計記帳上および税務申告上の証憑として有効である ・紙の乗車券の発券と本電子発票の発行を同時に行うことはできず、本電子発票を発行 後、発票発行形式を紙の乗車券へ変更することはできない		
電子発票の再発行	・「購入者情報」等電子発票の記載内容に間違いがあった場合、発行可能期間内であれば1回のみ、『鉄路12306』上で再発行手続きができ、その場合間違った電子発票は自動で取消処理される		
電子発票を発行できないケース	・以下のいずれかの条件にあてはまる場合 -『鉄路 12306』で個人情報等の初期設定の登録が難しい場合 -乗車終了日または費用支払日が 2024 年 10 月 31 日より前となる場合 -乗車終了日または費用支払日から 180 日を超過する場合		

****・ フェアコンサルティング グループ





北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港

-本電子発票の2回目以降の再発行をする場合

(※発行の可否および具体的発行手続きについては、各高速鉄道のお問合せ口または乗車券販売窓口へお問い合わせください)

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区農光南里 1 号楼龍輝大厦 12 楼(創富港)12002 室 電話:+86-131-6731-4021 担当:坂林(SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州市工業園区旺墩路 135 号融盛商務中心 1 号 2113 室 2122 単元 電話: +86-512-6255-0697 担当: 高橋 (TAKAHASHI) mi.takahashi@faircongrp.com
上海総公司	成都分公司
上海市黄浦区茂名南路 58 号 花園飯店(上海)601 室	四川省成都市成華区双慶路 10 号華潤大厦 32 層 3243 室
電話:+86-21-6473-5450	電話:+86-28-6115-7211
担当:粟村(AWAMURA)日本国公認会計士	担当:大浦(OURA)
hi.awamura@faircongrp.com	da.oura@faircongrp.com
広州分公司	深セン分公司
広州市天河区珠江新城花城大道 68 号环球都会广场 1710B 室	深セン市福田区深南大道 4019 号 航天大厦 A 座 610 室
電話:+86-20-8559-9936	電話:+86-755-8252-8290
担当:米田(YONEDA)	担当:米田 (YONEDA)
ka.yoneda@faircongrp.com	ka.yoneda@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。